上山市公告第５１号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第１項の規定に基づく地域計画を変更するので、同条第７項の規定により当該地域計画案を公告し、次により縦覧に供する。

利害関係人は、令和８年１１月１１日までに、当該地域計画案について、市に意見書を提出することができる。

令和８年１０月２８日

上山市長　山　本　幸　靖

１　地域計画案の縦覧期間

自　令和８年１０月２９日

至　令和８年１１月１１日

２　農業振興地域整備計画変更案等の縦覧場所

上山市役所農林夢づくり課　　上山市河崎一丁目１番１０号

３　意見書の提出方法等

意見書は、日本語に限り、郵送、ファックス又はインターネットによる提出とする。

意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在を記載すること。なお、地域計画案以外に対しては、意見書を提出できない。

４　意見書の処理等

意見書に対する個別の回答は行わず、地域計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある場合等は、公表の際に当該箇所を伏せることがある。